

○大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例

平成27年12月14日

条例第75号

改正 平成29年12月15日第46号

令和2年3月11日第23号

令和2年9月30日第53号

(趣旨)

第1条 この条例は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。）第13条第1項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(国家戦略特別区域法施行令第13条第2号の条例で定める期間)

第2条 国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号。）第13条第2号の条例で定める期間は、3日とする。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成28年1月規則第2号で、同28年1月29日から施行)

付 則（平成29年12月15日条例第46号）

この条例は、平成30年3月15日から施行する。

付 則（令和2年3月11日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年9月30日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。